

萩生田光一文部科学大臣記者会見録（令和3年3月2日）

【抜粋】

記者)

わいせつ教員の問題で質問します。私立学校の場合、わいせつ行為について、調査中でも自主退職としてしまうケースがあります。懲戒解雇されなければ、官報にも掲載されず、再び教壇に立つことにもつながりかねません。こうした課題に対して、受止めと対応策についてお考えを聞かせてください。

萩生田文部科学大臣)

私立学校の教員の労働契約は、民法や労働法制の適応を受けることから、その解雇や退職は、こうした法令や就業規則に基づいて行われています。雇用の期間の定めがないときに教員が退職届を提出すると、民法の規定により、原則として、2週間経過した時点で自動的に退職の効力が生じるように定められています。私立学校については、これまで文部科学省として、教育職員免許法に基づく懲戒解雇等の通知・報告義務の実績を把握するとともに、こうした義務の遵守について、通知や会議を通じて徹底を図ってきているところです。今後一層、都道府県との連携を密にしながら、私が申し上げている問題意識を各学校法人に共有していただくとともに、さらに各採用権者で適正な採用を行っていただくため、「官報の情報検索ツール」の検索可能期間を直近40年間に大幅拡大することや、採用関係書類の参考様式を作成して提供することについて検討を進めるなど、学校法人に対しても実効的な方策を示してまいりたいと思います。私立学校が、ご自身の学校の評判のためにですね、安易に対応されると、その退職された教員が公立学校に回ってくる可能性というのは十分あるわけですから、これだけ社会問題になっているので、これ、お互いきちんと対応していただきたいと思っています。

※会見録の全文については、文部科学省ホームページに掲載しています。

https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00142.html